

○ 第51回器具・容器包装専門調査会

日時：平成31年4月15日 14:00～15:33

議事概要：

(1) 食品衛生法第18条第3項ただし書きに規定する人の健康を損なうおそれのない量について

- ・ 食品衛生法第18条第3項ただし書きに規定する人の健康を損なうおそれのない量に係る食品健康影響評価（案）に関して審議を行った。今後、食品健康影響評価（案）をパブリックコメントに付すため、審議結果に基づき必要な修正をした後、食品安全委員会に食品健康影響評価（案）を報告することを決定した。

(2) 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（案）について

- ・ 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（以下「評価指針」という。）（案）について、パブリックコメントの結果等に基づく評価指針（案）の修正及びパブリックコメントに対する回答（案）に関して審議を行った。今後、評価指針及びパブリックコメントに対する回答を公表するため、審議結果に基づき必要な修正をした後、食品安全委員会にこれらの最終案を報告することを決定した。

(3) その他

- ・ 事務局より、第737回食品安全委員会（平成31年4月2日）において、厚生労働省よりポジティブリスト制度導入に向けたスケジュール及び既存物質の評価要請の進め方に関する説明があったことを報告するとともに、厚生労働省が既存物質の評価要請時期を8月頃に予定していることを考慮し、9月メドに既存物質の評価について審議を行う予定であることを連絡した。